

再被害防止のための刑事施設等との連携、再被害防止対象者への関連情報の教示及び指定期間について

(平成19年8月9日島捜一甲第791号ほか県警察本部長例規通達)

(概要)

この例規通達は、再被害防止のための刑事施設等との連携、被害者等への関連情報の教示及び指定期間について必要な事項を定めたものです。